

(お知らせ)

2025 年 3 月 21 日
沖縄電力株式会社

「特別高圧送電線西原幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業」の
事業認定の告示について

「特別高圧送電線西原幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業」について、令和 7 年 3 月 14 日付け沖縄県告示第 119 号をもって土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示がありました。この告示により次の効果が発生しますので、土地所有者及び関係人の皆さまに、土地収用法第 28 条の 2 の規定により、以下の事項についてお知らせします。

記

1 事業認定の告示があった土地

沖縄県浦添市牧港地内

(注) 上記の土地を表示する図面は浦添市総務部総務課でご覧下さい。

2 土地価格の固定について

上記 1 の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることになります。

3 関係人の範囲について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

4 損失補償の制限について

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ沖縄県知事に承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利を持っている土地について、裁決の申請を速やかに行うよう起業者に対し請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを、起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接沖縄県収用委員会宛てにすることができます。

8 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい案内については、パンフレット「特別高圧送電線西原幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業に関する補償等について」に記載されていますので、必要な方は、沖縄電力株式会社用地部用地管理グループ又は浦添市総務部総務課までおいで下されば配布いたします。

その他不明な点については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖縄電力株式会社用地部用地管理グループ
電話：098-877-2341（代表）